A background image showing a lush green forest with a stream flowing through it. In the foreground, there is a small waterfall cascading over rocks into a pool of water. The scene is bright and natural, suggesting a clean water source.

令和6年度

## 山陽小野田市水道局水質検査計画

### 水質検査計画の内容

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 原水及び浄水の水質状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査の精度と信頼性保証について
10. 水質検査結果の評価
11. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
12. 関係者との連携
13. 他都市との共同検査

## 1. はじめに

山陽小野田市では、水道水が安全で良質であることを理解していただけるように、水質検査の適正化と透明性を確保するために検査の地点、項目、頻度とその理由を明記した令和6年度の水質検査計画を策定しました。

## 2. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）<sup>注1</sup>で行います。また、水源（簡易水道を含む）、浄水場入口（原水）と出口（浄水）でも行います。

**注1** 送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている項目については、給水栓に代えて浄水場の出口で検査を行います。

### (2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた『水質基準項目』と水質管理上留意することが望ましいとされている『水質管理目標設定項目』、及び水道局が日常的な品質管理に配慮して行う『独自に行う水質検査項目』とします。

### (3) 検査頻度

水道法に基づく色、濁り、消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質検査項目の検査頻度は、過去の検査結果が水質基準を十分に満足している場合、3年に1回まで検査を省略できる項目もありますが、安全で良質な水道水を供給するために省略せず、法令で定められた頻度（6.水質検査項目及び検査頻度 参照）を基本として検査を行います。

## 3. 水道事業の概要

山陽小野田市の上水道は、厚東川水系の厚東川ダム、丸山ダム、厚東川伏流水、厚狭川水系の厚狭川表流水、地下水（浅井戸）を水源としています。

### (1) 給水状況

給水状況については、表1のとおりです。

### (2) 浄水施設の概要

浄水施設の概要については、表2のとおりです。

表1 給水状況

令和4年度末現在

区分 \ 施設名	高天原浄水場	鴨庄浄水場
給水人口(人)	39,363	18,546
普及率(%)	99.9	97.9
給水戸数(戸)	17,610	8,102
1日最大給水量(m <sup>3</sup> )	20,030	8,824
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )	15,643	7,345

表2 浄水施設概要

区分 \ 施設名	高天原浄水場	鴨庄浄水場
水源	ダム直接、伏流水 (厚東川ダム、丸山ダム、厚東川)	地下水(浅井戸) 表流水(厚狭川)
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	32,400	15,800
沈殿池	横流式(傾斜板付)	横流式
ろ過池	砂ろ過単層、複層	砂ろ過単層
浄水処理方法	急速ろ過 後塩素処理	紫外線処理(地下水) 中間塩素処理 急速ろ過 後塩素処理

#### 4. 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水(浄水場入口の水)水質で留意すべき状況

原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を表3に示しました。

表3 原水の状況

区分 \ 施設名	高天原浄水場	鴨庄浄水場
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富栄養化の進行</li> <li>・藻類の発生</li> <li>・畜舎排水</li> <li>・農薬散布</li> <li>・油類等による突発汚染事故</li> <li>・クリプトスポリジウム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による濁水発生</li> <li>・畜舎排水</li> <li>・農薬散布</li> <li>・油類等による突発汚染事故</li> <li>・クリプトスポリジウム</li> </ul>
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁度</li> <li>・pH値</li> <li>・臭気</li> <li>・ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール(カビ臭成分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁度</li> <li>・pH値</li> <li>・臭気</li> <li>・ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール(カビ臭成分)</li> </ul>

(2) 水道水の状況

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適切な浄水処理を徹底して行っています。

山陽小野田市の水道水は、これまでの検査結果により水質基準を十分満たしている安全で良質な水です。

## 5. 水質検査地点

- (1) 給水栓（蛇口） 地図No.1 参照  
各浄水場、浄水処理施設の配水系統ごと、それぞれの末端地点1箇所以上の検査地点を確保できるように、計9箇所を設定しました。
- (2) 浄水場 地図No.1 参照  
浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の入口（原水）と出口（浄水）も検査地点とします。
- (3) 水源 地図No.2 参照  
安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、厚東川水系の取水地点及びその上流域、厚狭川水系の取水地点に検査地点を設定します。

## 6. 水質検査項目及び検査頻度

- (1) 毎日検査  
色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回検査を行います。
- (2) 水質基準項目の検査(51項目) 別表1
  - (ア) 給水栓水（蛇口の水）について  
給水栓水は水質基準の適用を受け、年間検査する頻度も定められています。
    - ① 毎月検査する項目（省略不可）  
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量 TOC）、pH 値、味、臭気、色度、濁度の9項目です。
    - ② 概ね3ヶ月に1回以上検査する項目（省略不可）  
亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの14項目です。この14項目と臭気物質を除く項目については、過去の検査結果から判断すると検査頻度を1年に1回、3年に1回にまで省略できる項目ですが、本年は省略を行わず年4回の検査を行います。
    - ③ 臭気物質の検査  
臭気物質とは、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールのカビ臭物質のことで水中の藻類が産生する物質です。これらにより水源でカビ臭が発生するおそれがある期間は1ヶ月に1回以上検査を行います。
  - (イ) 原水について  
水質基準の適用を受けていない原水については、消毒副生成物（別表1 No.21～No.31）を除く項目について1年に1回以上検査するよう規定されています。本市では給水栓水と同じ頻度で検査を行います。
- (3) 水質管理目標設定項目の検査（26項目）別表2  
水質基準に準じて検査を行う項目です。水質基準項目と重複しない項目について行います。
- (4) 独自に行う水質検査項目の検査 別表3-1、別表3-2  
独自に行う水質検査項目は、水源の水質状況を把握する目的から、水源水質検査項目として8項目の検査を行います。

## 7. 水質検査方法

給水栓等における水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、宇部市と水質検査を共同化し共同の水質試験室で行います。但し、一部対応できない検査項目については、水道法第20条登録機関に委託し行います。

水質検査方法は、「水質基準に関する法令の規定に基づき環境大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。それ以外の検査項目については、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

## 8. 臨時の水質検査

次のような状況が発生し、水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 浄水処理の過程で異常があった場合。
- ③ 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- ④ その他特に必要があると認められた場合。

## 9. 水質検査の精度と信頼性保証について

水質検査を行う項目は多種多様であり、極微量の成分を精度良く測定することが求められます。そのため日頃から検査機器の整備、調整を行うとともに検査担当者の技術向上に努めています。

また、国及び山口県水道水外部精度管理連絡協議会が実施する外部精度管理に参加し、外部のチェックを受けることで信頼性の確保に努めていきます。

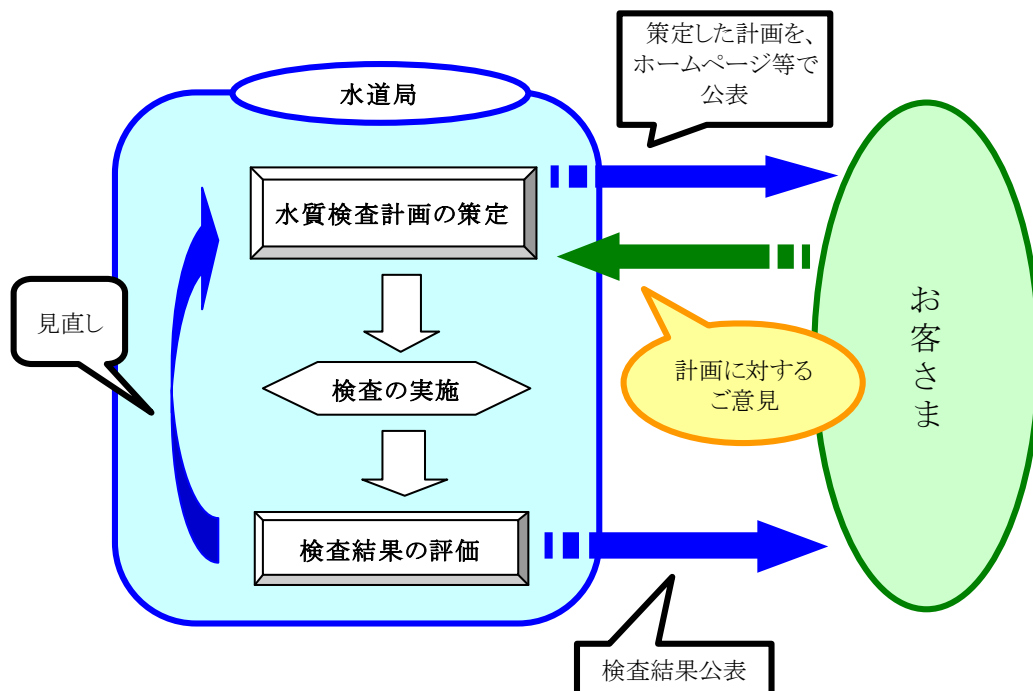
## 10. 水質検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行います。基準を超える場合には直ちに原因を究明し、基準を満たす水質を確保します。また検査の結果に基づき必要に応じて検査計画を見直していきます。

## 11. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、水道局で閲覧できるほか、水道局ホームページ等で公表します。

水質検査結果についても、同様の方法で公表します。





## 1 2. 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、県で組織された山口県飲料水健康危機管理対策要綱を活用し情報交換をするとともに、流域自治体並びに関係諸団体とも連携して、迅速な現地調査と適切な事故処理を行い、水道水の安全性を確保します。

## 1 3. 他都市との共同検査

令和4年度より、水質検査業務を宇部市水道局と共同で行っています。

**この水質検査計画についてのお客様のご意見をお聞かせください。**

お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

連絡先

山陽小野田市水道局

〒756-0092

山口県山陽小野田市新生一丁目8番22号

TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597

浄水課 水質係（広瀬浄水場内）

〒759-0124

山口県宇部市大字広瀬184番地

TEL0836-41-6031 FAX0836-41-8548

E-mail [jyousuika@ubesuido.jp](mailto:jyousuika@ubesuido.jp)

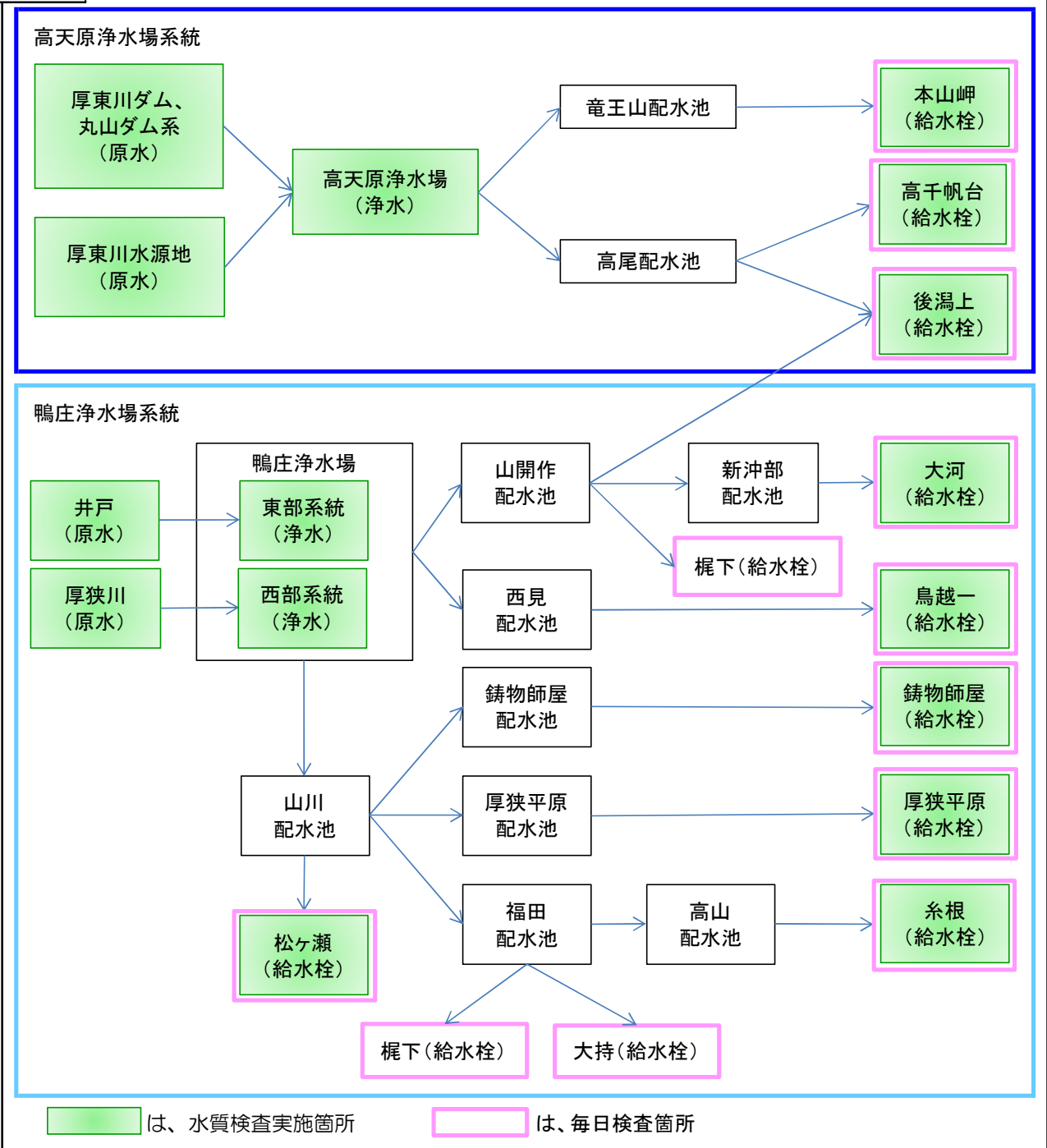
# 水質検査実施箇所

- 高天原浄水場系統 6箇所**
- 原水
- 1.原水(ダム直接)
  - 2.厚東川水源地(伏流水)
- 浄水
- 3.浄水池
- 給水栓
- 4.本山岬
  - 5.高千帆台
  - 6.後潟上

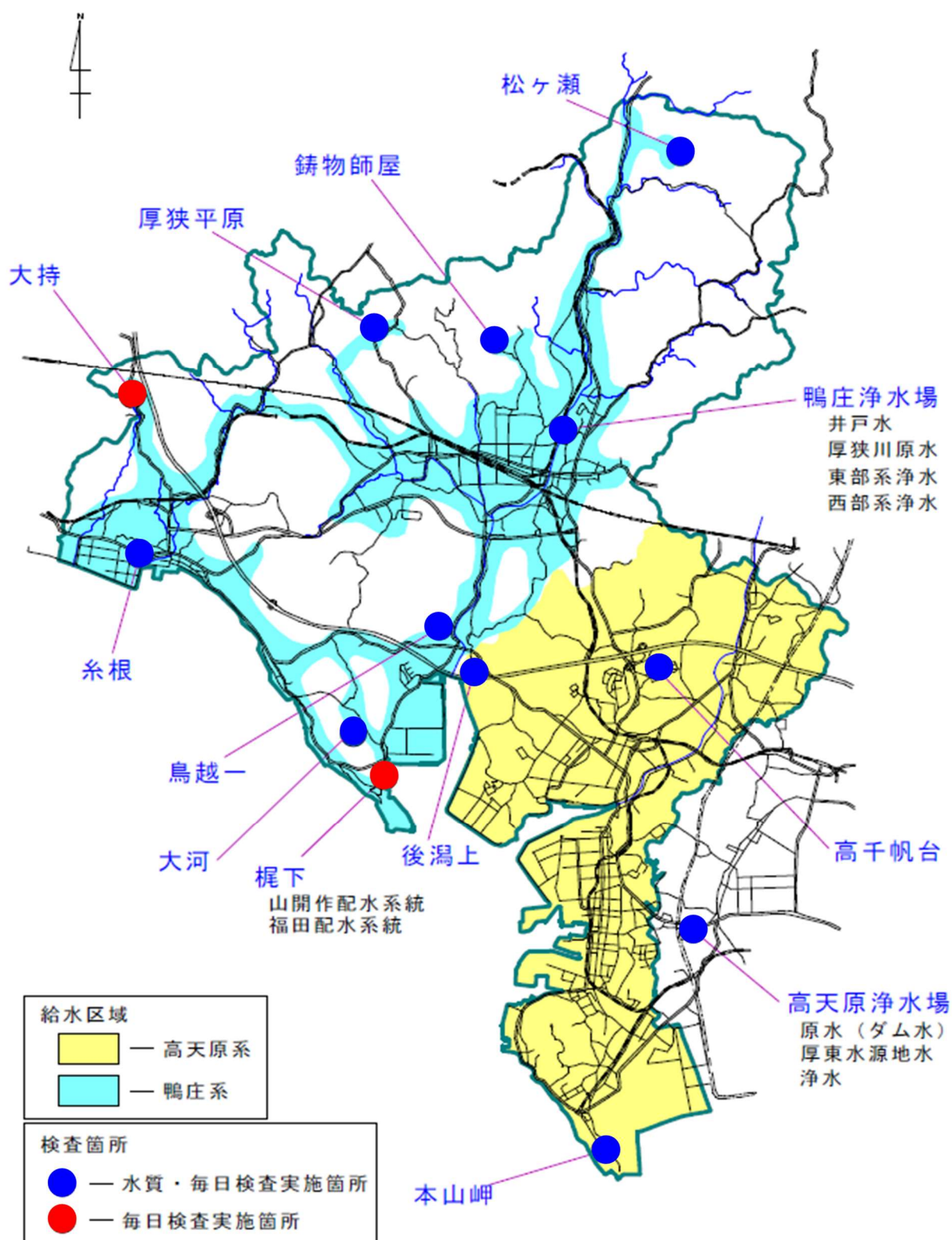
- 鴨庄浄水場系統 10箇所**
- 原水
- 1.井戸(地下水)
  - 2.厚狭川(表流水)
- 浄水
- 3.東部系統
  - 4.西部系統
- 給水栓
- 5.大河
  - 6.鳥越一
  - 7.松ヶ瀬
  - 8.鑄物師屋
  - 9.厚狭平原
  - 10.糸根

- 毎日検査 12箇所**
- 1.本山岬
  - 2.後潟上
  - 3.高千帆台
  - 4.鳥越一
  - 5.大河
  - 6.梶下(山開作配水池系統)
  - 7.松ヶ瀬
  - 8.鑄物師屋
  - 9.厚狭平原
  - 10.大持
  - 11.梶下(福田配水池系統)
  - 12.糸根

系統図

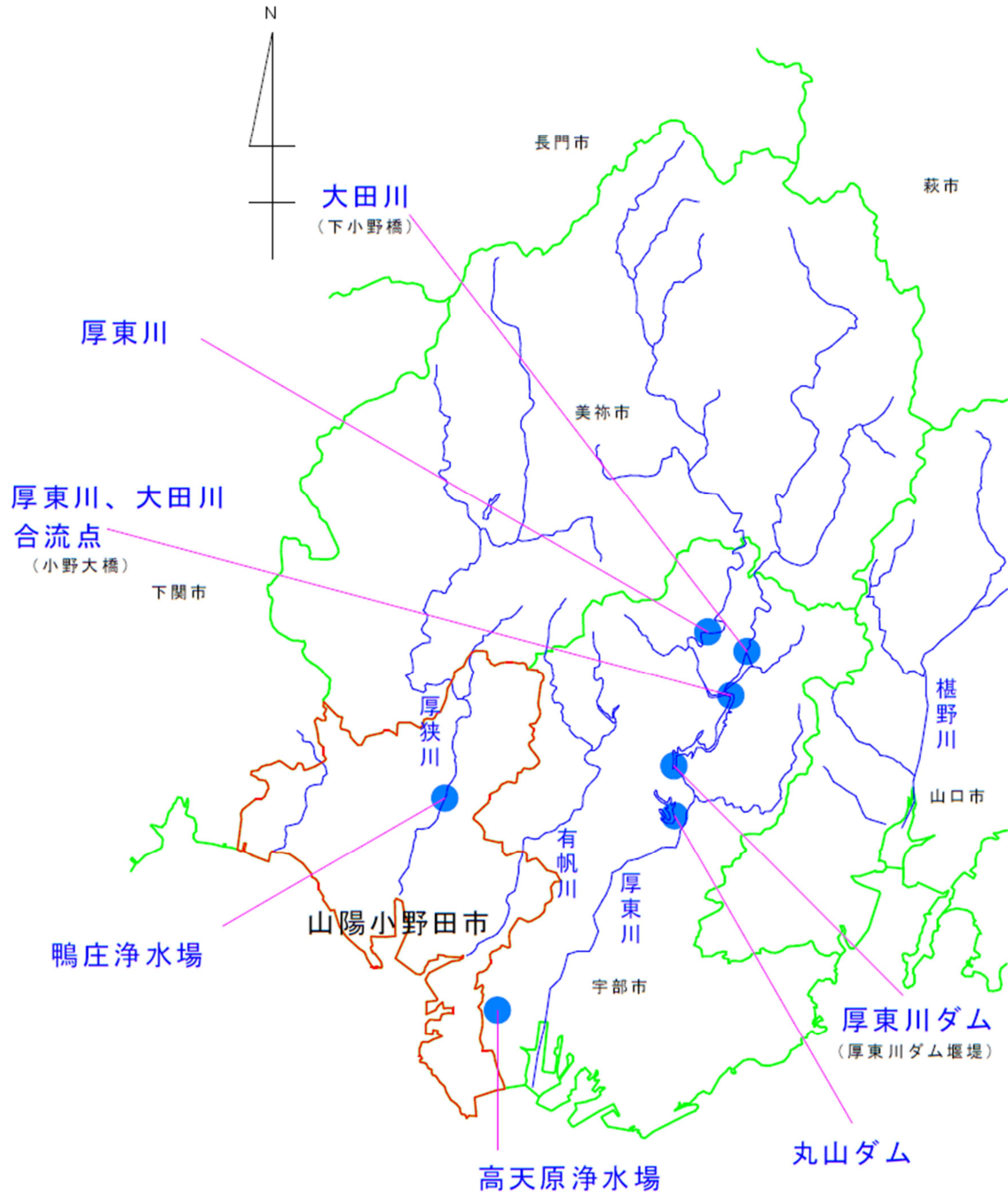


地図 No.1 山陽小野田市 給水区域及び水質検査実施箇所





# 山陽小野田市 水源水質検査実施場所



別表1-1 水質基準項目について(高天原浄水場系統給水栓)

検査省略頻度: 過去3年間の検査結果から省略可能となる頻度です。

番号	水質基準項目	基準値	過去3年間の 最高値(B)	基準値を 100%とした時 の、(B)との割 合	給水栓(浄水)		検査計画頻度 (回/年)			設定理由等	
		(mg/L)			基本検査 頻度	検査省略 頻度	給水栓 (蛇口)	浄水場 出口	原水		
基1	一般細菌	100個/mL以下	1	1%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基2	大腸菌	不検出	陰性				12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物 ☆	0.003以下	0.0003未満	0%	年4回	3年1回◆	4	2	2	安全確保のため	
基4	水銀及びその化合物 ☆ ★	0.0005以下	0.00005未満	0%			-	4	4		
基5	セレン及びその化合物 ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	10%			4	2	2		
基7	ヒ素及びその化合物 ☆	0.01以下	0.001	10%			4	2	2		
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0%			4	2	2		
基9	亜硝酸態窒素 ☆	0.04以下	0.004未満	0%			12	12	12		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0%			年4回	年4回	4		-
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ☆	10以下	0.71	7%	年4回	3年1回◆	12	12	12	安全確保のため	
基12	フッ素及びその化合物 ☆	0.8以下	0.08	10%			12	12	12		
基13	ホウ素及びその化合物 ☆	1以下	0.02未満	0%			4	2	2		
基14	四塩化炭素 ☆	0.002以下	0.0002未満	0%			4	2	2		
基15	1・4-ジオキサン ☆	0.05以下	0.005未満	0%			4	2	2		
基16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン ☆	0.04以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基17	ジクロロメタン ☆	0.02以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基18	テトラクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基19	トリクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基20	ベンゼン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基21	塩素酸 ◇	0.6以下	0.15	25%	年4回	年4回	12	12	-	頻度省略不可	
基22	クロロ酢酸 ◇	0.02以下	0.002未満	0%			4	-	-		
基23	クロロホルム ◇	0.06以下	0.018	30%			4	2	-		
基24	ジクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.003	10%			4	-	-		
基25	ジブロモクロロメタン ◇	0.1以下	0.004	4%			4	2	-		
基26	臭素酸 ◇	0.01以下	0.001未満	0%			4	-	-		
基27	総トリハロメタン ◇	0.1以下	0.032	32%			4	2	-		
基28	トリクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.007	23%			4	-	-		
基29	ブロモジクロロメタン ◇	0.03以下	0.010	33%			4	2	-		
基30	ブロモホルム ◇	0.09以下	0.001未満	0%			4	2	-		
基31	ホルムアルデヒド ◇	0.08以下	0.005	6%			4	-	-		
基32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.012	1%	年4回	3年1回◆	4	2	2	性状確認のため	
基33	アルミニウム及びその化合物 ☆	0.2以下	0.05	25%		年4回		4	2	2	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0%		3年1回◆		4	2	2	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	1以下	0.005未満	0%			4	2	2		
基36	ナトリウム及びその化合物 ☆	200以下	7.5	4%			4	2	2		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0%	4	2	2				
基38	塩化物イオン	200以下	17.2	9%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ☆	300以下	72.9	24%	年4回	年4回	4	2	2		
基40	蒸発残留物 ☆ ★	500以下	112	22%				-	4	4	
基41	陰イオン界面活性剤 ☆ ★	0.2以下	0.02未満	0%		3年1回◆		-	4	4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	20%	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	原因藻 類発生 時期に 月に1 回以上	原因藻 類発生 時期に 月に1 回以上	原因藻 類発生 時期に 月に1 回以上	性状確認のため	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000003	30%							
基44	非イオン界面活性剤 ☆ ★	0.02以下	0.005未満	0%	年4回	年4回	-	4	4		
基45	フェノール類 ☆ ★	0.005以下	0.0005未満	0%		3年1回◆		-	4	4	性状確認のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.3	43%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.7				12	12	12		
基48	味	異常でないこと	異常なし				12	12	-		
基49	臭気	異常でないこと	異常なし				12	12	12		
基50	色度	5度以下	1度未満	0%			12	12	12		
基51	濁度	2度以下	0.1度未満	0%			12	12	12		

備考 ① ☆: 送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

② ★: ①のことより浄水場出口で検査を行います。

③ ◇: 消毒を行ったときに生成するものですので、原水では検査を行いません。

④ ◆: 基準値の10%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね3年に1回以上と頻度を省略できる項目

⑤ ※: 基準値の20%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね1年に1回以上と頻度を省略できる項目

⑥ 〇 は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。

⑦ 〇 は、令和6年度に行う、水質検査頻度です。

別表1-2 水質基準項目について(鴨庄浄水場東部系統給水栓)

検査省略頻度:過去3年間の検査結果から省略可能となる頻度です。

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値(B)	基準値を 100%とした時 の、(B)との割合	給水栓(浄水)		検査計画頻度 (回/年)			設定理由等	
					基本検査 頻度	検査省略 頻度	給水栓 (蛇口)	浄水場 出口	原水		
基1	一般細菌	100個/mL以下	2	2%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基2	大腸菌	不検出	陰性		月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基3	カドミウム及びその化合物 ☆	0.003以下	0.0003未満	0%	年4回	3年1回◆	4	2	2	安全確保のため	
基4	水銀及びその化合物 ☆ ★	0.0005以下	0.00005未満	0%			-	4	4		
基5	セレン及びその化合物 ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003	30%			4	2	2		
基7	ヒ素及びその化合物 ☆	0.01以下	0.001	10%			4	2	2		
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0%			4	2	2		
基9	亜硝酸態窒素 ☆	0.04以下	0.004未満	0%			12	12	12		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0%	年4回	年4回	4	-	4	頻度省略不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ☆	10以下	2.30	23%	年4回	3年1回◆	12	12	12	安全確保のため	
基12	フッ素及びその化合物 ☆	0.8以下	0.14	18%			年1回※	12	12		12
基13	ホウ素及びその化合物 ☆	1以下	0.02	2%			4	2	2		
基14	四塩化炭素 ☆	0.002以下	0.0002未満	0%			4	2	2		
基15	1・4-ジオキサン ☆	0.05以下	0.005未満	0%			4	2	2		
基16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン ☆	0.04以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基17	ジクロロメタン ☆	0.02以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基18	テトラクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基19	トリクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基20	ベンゼン ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2		
基21	塩素酸 ◇	0.6以下	0.12	20%	年4回	年4回	12	12	-	頻度省略不可	
基22	クロロ酢酸 ◇	0.02以下	0.002未満	0%			4	-	-		
基23	クロロホルム ◇	0.06以下	0.009	15%			4	2	-		
基24	ジクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.005	17%			4	-	-		
基25	ジブロモクロロメタン ◇	0.1以下	0.005	5%			4	2	-		
基26	臭素酸 ◇	0.01以下	0.001未満	0%			4	-	-		
基27	総トリハロメタン ◇	0.1以下	0.022	22%			4	2	-		
基28	トリクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.006	20%			4	-	-		
基29	ブロモジクロロメタン ◇	0.03以下	0.008	27%			4	2	-		
基30	ブロモホルム ◇	0.09以下	0.001未満	0%			4	2	-		
基31	ホルムアルデヒド ◇	0.08以下	0.002	3%			4	-	-		
基32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.072	7%	年4回	3年1回◆	4	2	2	性状確認のため	
基33	アルミニウム及びその化合物 ☆	0.2以下	0.03	15%			年1回※	4	2		2
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0%			4	2	2		
基35	銅及びその化合物	1以下	0.141	14%			3年1回◆	4	2		2
基36	ナトリウム及びその化合物 ☆	200以下	12.4	6%			4	2	2		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0%	4	2	2				
基38	塩化物イオン	200以下	17.3	9%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ☆	300以下	90.4	30%	年4回	年4回	4	2	2		
基40	蒸発残留物 ☆ ★	500以下	163	33%			-	4	4		
基41	陰イオン界面活性剤 ☆ ★	0.2以下	0.02未満	0%			3年1回◆	-	4		4
基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001	10%	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0%	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上		
基44	非イオン界面活性剤 ☆ ★	0.02以下	0.005未満	0%	年4回	年4回	-	4	4		
基45	フェノール類 ☆ ★	0.005以下	0.0005未満	0%			3年1回◆	-	4		4
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	30%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8				12	12	12		
基48	味	異常でないこと	異常なし				12	12	-		
基49	臭気	異常でないこと	異常なし				12	12	12		
基50	色度	5度以下	1度未満	0%			12	12	12		
基51	濁度	2度以下	0.1度未満	0%			12	12	12		

- 備考 ① ☆:送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。  
 ② ★:①のことより浄水場出口で検査を行います。  
 ③ ◇:消毒を行ったときに生成するものですので、原水では検査を行いません。  
 ④ ◆:基準値の10%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね3年に1回以上と頻度を省略できる項目  
 ⑤ ※:基準値の20%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね1年に1回以上と頻度を省略できる項目  
 ⑥ 青は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。  
 ⑦ 黄は、令和6年度に行う、水質検査頻度です。

別表1-3 水質基準項目について(鴨庄浄水場西部系統給水栓)

検査省略頻度:過去3年間の検査結果から省略可能となる頻度です。

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値(B)	基準値を 100%とした時 の、(B)との割 合	給水栓(浄水)		検査計画頻度 (回/年)			設定理由等			
					基本検査 頻度	検査省略 頻度	給水栓 (蛇口)	浄水場 出口	原水				
基1	一般細菌	100個/mL以下	4	4%	月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可			
基2	大腸菌	不検出	陰性		月1回	月1回	12	12	12	頻度省略不可			
基3	カドミウム及びその化合物 ☆	0.003以下	0.0003未満	0%	年4回	3年1回◆	4	2	2	安全確保のため			
基4	水銀及びその化合物 ☆★	0.0005以下	0.00005未満	0%			-	4	4				
基5	セレン及びその化合物 ☆	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2				
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0%			4	2	2				
基7	ヒ素及びその化合物 ☆	0.01以下	0.002	20%			年1回※	4	2		2		
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	0%			3年1回◆	4	2		2		
基9	亜硝酸態窒素 ☆	0.04以下	0.004未満	0%			12	12	12				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0%			年4回	年4回	4		-	4	頻度省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ☆	10以下	0.82	8%			年4回	3年1回◆	12		12	12	安全確保のため
基12	フッ素及びその化合物 ☆	0.8以下	0.14	18%	年1回※	12			12	2			
基13	ホウ素及びその化合物 ☆	1以下	0.02未満	0%	-	2			2				
基14	四塩化炭素 ☆	0.002以下	0.0002未満	0%	4	2			2				
基15	1,4-ジオキサン ☆	0.05以下	0.005未満	0%	-	2			2				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ☆	0.04以下	0.001未満	0%	3年1回◆	4			2	2			
基17	ジクロロメタン ☆	0.02以下	0.001未満	0%		4			2	2			
基18	テトラクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%		4			2	2			
基19	トリクロロエチレン ☆	0.01以下	0.001未満	0%		4			2	2			
基20	ベンゼン ☆	0.01以下	0.001未満	0%	4	2			2	2	頻度省略不可		
基21	塩素酸 ◇	0.6以下	0.20	33%	年4回	年4回	12	12	-				
基22	クロロ酢酸 ◇	0.02以下	0.002未満	0%			4	-	-				
基23	クロロホルム ◇	0.06以下	0.034	57%			4	2	-				
基24	ジクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.013	43%			4	-	-				
基25	ジブロモクロロメタン ◇	0.1以下	0.005	5%			4	2	-				
基26	臭素酸 ◇	0.01以下	0.001未満	0%			4	-	-				
基27	総トリハロメタン ◇	0.1以下	0.049	49%			4	2	-				
基28	トリクロロ酢酸 ◇	0.03以下	0.016	53%			4	-	-				
基29	ブロモジクロロメタン ◇	0.03以下	0.012	40%			4	2	-				
基30	ブロモホルム ◇	0.09以下	0.001未満	0%			4	2	-				
基31	ホルムアルデヒド ◇	0.08以下	0.007	9%			4	-	-				
基32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.010	1%	年4回	3年1回◆	4	2	2	性状確認のため			
基33	アルミニウム及びその化合物 ☆	0.2以下	0.10	50%			年4回	4	2	2	性状確認のため		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0%			3年1回◆	4	2	2			
基35	銅及びその化合物	1以下	0.005未満	0%				4	2	2			
基36	ナトリウム及びその化合物 ☆	200以下	14.4	7%				4	2	2			
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0%	4	2	2	2	頻度省略不可				
基38	塩化物イオン	200以下	21.7	11%	月1回	月1回	12	12		12			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ☆	300以下	91.0	30%	年4回	年4回	4	2		2			
基40	蒸発残留物 ☆★	500以下	150	30%			-	4		4			
基41	陰イオン界面活性剤 ☆★	0.2以下	0.02未満	0%			3年1回◆	-		4	4	性状確認のため	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	20%	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上		原因藻類発生時期に月に1回以上			
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	20%			原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上		原因藻類発生時期に月に1回以上			
基44	非イオン界面活性剤 ☆★	0.02以下	0.005未満	0%	年4回	3年1回◆	-	4		4	性状確認のため		
基45	フェノール類 ☆★	0.005以下	0.0005未満	0%			-	4		4			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.5	50%			月1回	月1回		12		12	12
基47	pH値	5.8以上8.6以下	8.4		12	12				12			
基48	味	異常でないこと	異常なし		12	12				-			
基49	臭気	異常でないこと	異常なし		12	12			12				
基50	色度	5度以下	1度未満	0%	12	12			12				
基51	濁度	2度以下	0.1度未満	0%	12	12			12				

- 備考 ① ☆:送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。  
 ② ★:①のことより浄水場出口で検査を行います。  
 ③ ◇:消毒を行ったときに生成するものですので、原水では検査を行いません。  
 ④ ◆:基準値の10%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね3年に1回以上と頻度を省略できる項目  
 ⑤ ※:基準値の20%以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、概ね1年に1回以上と頻度を省略できる項目  
 ⑥ 月1回は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。  
 ⑦ 年4回は、令和6年度に行う、水質検査頻度です。

別表2 水質管理目標設定項目について

番号	水質管理目標設定項目	目標値(mg/l)	水質検査頻度(回/年)			備考
			給水栓 (蛇口)	浄水場 出口	原水	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02以下	4	2	2	◇
目02	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	4	2	2	◇
目03	ニッケル及びその化合物	0.02以下	4	2	2	
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	4	2	2	◇
目08	トルエン	0.4以下	4	2	2	◇
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	-	2	-	◇
目10	亜塩素酸	0.6以下	12	12	-	★
目12	二酸化塩素	0.6以下	使用していないため検査を省略			☆
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)	2	-	-	★
目14	抱水クロラール	0.02以下(暫定)	2	-	-	★
目15	農薬類	1以下	-	4	-	◇
目16	残留塩素	1以下	12	12	-	★
目17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	10~100	水質基準項目として検査を実施			
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下				
目19	遊離炭酸	20以下	-	2	2	◇
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	4	2	2	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	4	2	2	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	-	2	2	◇
目23	臭気強度(TON)	3TON以下	12	12	12	
目24	蒸発残留物	30~200	水質基準項目として検査を実施			◇
目25	濁度	1度以下				
目26	pH値	7.5程度				
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-	2	2	◇
目28	従属栄養細菌	2000/ml以下(暫定)	12	-	-	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	4	2	2	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	水質基準項目として検査を実施			
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	-	1	1	

- 備考 ① ☆: 消毒剤として二酸化塩素を使用すると、これに起因して生成するものです。本市は二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。
- ② ★: 消毒を行ったときに生成するものですので、原水では検査を行いません。
- ③ ◇: 送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目ですので、浄水場出口で検査を行います。
- ④ □ は、委託により検査を行います。

別表3-1 独自に行う水質検査項目について

番号	水源水質管理項目	水質検査頻度(回/年)									
		高天原浄水場系統						鴨庄浄水場系統			
		原水	ろ過水	丸山ダム	厚東川 ダム	合流点	大田川 (ダム上流)	厚東川 (ダム上流)	井戸水	厚狭川	ろ過水
1	クリプトスポリジウム	2	2	-	-	-	-	-	2	2	2
2	ジアルジア	2	2	-	-	-	-	-	2	2	2
3	全窒素	12	-	12	12	12	12	12	-	12	-
4	全リン	12	-	12	12	12	12	12	-	12	-
5	化学的酸素要求量(COD)	12	-	12	12	12	12	12	-	12	-
6	ジェオスミン	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	-
7	2-メチルイソボルネオール	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	-

- 備考 ① □ は、委託により検査を行います。
- ② ◎ は、これらの物質を産生する藻類の繁殖時期に併せて検査を行います。

別表3-2 独自に行う水質検査項目について

番号	水源水質管理項目	水質検査頻度(回/年)
		鴨庄浄水場系統
		井戸水
		原水
1	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	12